

## 平成27年度第2回富津市介護保険運営協議会会議録

1. 日時 平成27年9月8日(火) 開会 午後1時26分  
閉会 午後3時45分

2. 場所 富津市役所 2階 第2委員会室

### 3. 出席委員

渡辺 務 (市議会議員)	白石 良造 (被保険者)
小泉 定男 (被保険者)	榎本 栄子 (被保険者)
小林 美奈子 (被保険者)	大塚 坦造 (保健医療関係者)
井戸 義信 (福祉関係者)	小柴 貞雄 (福祉関係者)
古堀 真由美 (サービス事業者)	亀卦川 明 (サービス事業者)
藤野 勉 (サービス事業者)	

### 4. 欠席委員

東 弘志 (学識経験者)	三枝 奈芳紀 (保健医療関係者)
熊切 篤 (保健医療関係者)	今木 康之 (サービス事業者)

### 5. 議件

- (1) 議案第1号 地域密着型サービス事業所の指定について(諮問事項)
- (2) 議案第2号 地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定について
- (3) 議案第3号 第5期介護保険事業計画の評価について

### 6. 事務局職員等

市長佐久間清治、健康福祉部長磯貝睦美、  
介護福祉課長大塚幸男、介護福祉係長大川美佐子、  
介護福祉課主任主事山田誠、介護福祉課主任主事山田大介

会議開催結果

1 会議の名称	平成27年度第2回富津市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成27年9月8日(火) 午後1時26分～午後3時45分
3 開催場所	富津市役所 2階 第2委員会室
4 審議等事項	議件 (1) 議案第1号 地域密着型サービス事業所の指定について (諮問事項) (2) 議案第2号 地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定について (3) 議案第3号 第5期介護保険事業計画の評価について
5 出席者	【委員】 渡辺 務、白石 良造、小泉 定男、榎本 栄子、 小林 美奈子、大塚 坦造、井戸 義信、小柴 貞雄 古堀 真由美、亀卦川 明、藤野 勉 【市長】 佐久間 清治 【事務局】 健康福祉部長磯貝睦美、介護福祉課長大塚幸男、介護福祉係長大川美佐子、介護福祉課主任主事山田誠、介護福祉課主任主事山田大介
6 公開又は非公開の別	公開・一部公開・非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人 (定員2人)
9 所管課	健康福祉部 介護福祉課 介護福祉係 電話 0439-80-1262
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

平成27年度第2回富津市介護保険運営協議会会議録

発言者	発言内容
大川係長	<p>開会（13：26）</p> <p>定刻前ではありますが、本日欠席される旨ご連絡いただいている方を除いてお集まりいただいております。</p> <p>それでは、ただ今より、平成27年度第2回富津市介護保険運営協議会をはじめさせていただきます。</p> <p>本日、11名の方に出席いただいております、委員定数15名の過半数を超えておりますので、介護保険運営協議会は成立いたします。</p> <p>なお、議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご了承をお願いします。</p> <p>それでは、お手元の会議次第により進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、会長あいさつでございます。渡辺会長からごあいさつをお願いします。</p>
渡辺会長	<p>委員の皆様には、お忙しい中、第2回介護保険運営協議会にお集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>さて、本年4月からの第6期富津市介護保険事業計画期間中に整備する地域密着型サービスについては、サービス提供事業者の選定、そして地域密着型サービス事業所の指定に向けて、事業が進められております。</p> <p>また、平成28年4月には小規模の通所介護の、平成30年4月には居宅介護支援事業所の指定や指導・監督の権限が市町村へ移譲されます。</p> <p>このように、担当課はもとより、本運営協議会の果たすべき役割も重大であると認識しております。</p> <p>さて、本日の会議内容につきましては、お手元の会議次第にあるとおり、地域密着型サービス事業所の指定ほか、3議案でございます。</p> <p>議案第1号につきましては、後ほど事務局から説明がありますが、現地確認を予定しております。</p> <p>各議案について、皆様の忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。</p>

<p>大川係長 佐久間市長</p>	<p>ありがとうございました。次に、市長あいさつでございます。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>富津市においては、第5期事業計画はほぼ計画どおりの成果を上げることができ、現在は、昨年度ご審議いただいた『いきいきふつつ高齢者プラン 第6期富津市介護保険事業計画』により、介護保険料の見直しを行い、計画しました介護サービス量の確保に向けて取組んでいるところです。</p> <p>一方、国においては、平成30年の診療報酬、介護報酬同時改定を見据えて大幅な制度改正の検討が既に始まっており、中でも、今年度から実施が義務化されました介護予防・日常生活支援総合事業の大幅な拡充が検討されています。</p> <p>これら国の動向をつぶさに捉え、高齢者の皆様が安心して暮らせるよう、適切に対応をしていかなければならないと考えておりますので、皆様方のご指導、ご協力のほどお願い申し上げます。</p> <p>さて、本日の会議内容につきましては、地域密着型サービス事業所の指定、地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定、第5期介護保険事業計画の評価について、3議案のご審議をお願いするものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>大川係長</p>	<p>この度、委員の交代がありましたので、ご紹介申し上げます。</p> <p>福祉関係者委員として、就任いただいております、磯部 健一様が、平成27年6月15日付で、辞職されたことにより、後任として、同月16日から、小柴 貞雄委員にご就任いただきましたので、ご紹介申し上げます。</p>
<p>小柴委員</p>	<p>よろしくお願いいいたします。</p>
<p>大川係長</p>	<p>続きまして、議事でございます。富津市介護保険条例施行規則第5条の3第1項に「会長が会議の議長となる。」とありますので、議事進行を渡辺会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>まず、私から、本日の会議の議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>大塚委員を議事録署名人に指名しますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、会議次第に沿って、進めさせていただきます。</p>

山田（大）

議案第1号地域密着型サービス事業所の指定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

議案第1号地域密着型サービス事業所の指定についてご説明申し上げます。

本議案の地域密着型サービス事業所の指定は、市町村長が行うことと、介護保険法第78条の2に規定されており、その際に「被保険者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講じなければならない。」とされておりますことから、本運営協議会に、ご審議をお願いするものです。

この度、指定申請のあった事業所のサービス種別である小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、心身の状況・希望・環境をふまえ、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを柔軟に組み合わせたサービスでございます。

資料の5ページをお開き願います。

こちらに、事業所の概要及び指定までの経過を載せてございます。

前回の運営協議会にて、平成27年度第1回目の地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定についてご審議いただいたところですが、この選定事業者から、平成27年8月10日付けで、指定申請書が提出されました。

資料の1ページから4ページに提出された指定申請書及びその添付資料のうち主なものを載せてございます。

指定地域密着型サービス事業者は、介護保険法第78条の4の規定により、従うものとされる市町村の条例、この市町村の条例と言いますのは、富津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び同条例施行規則でございますが、こちらに定められた基準を遵守する必要があります。

資料の6ページから8ページまでにこの基準をチェック表としたものを載せてございます。表の左側に基準に定められている、チェックすべき項目を、表の右側にその基準を満たしているか否かをチェックする欄を設けております。

提出された申請書及びその添付書類を確認したところ、資料の6ページ、

<p>渡辺会長</p>	<p>7ページに記載の人員に関する基準、及び運営に関する基準については、いずれの基準も満たしている事を確認しております。</p> <p>資料の8ページに記載の設備に関する基準につきましては、書類審査では、その可否の判断が行えませんことから、本日、本運営協議会において、現地に赴き、設備等を確認頂いた後、他の項目を含め、ご審議をいただきたいと考えております。</p> <p>なお、資料8ページの設備に関する基準の確認を行う上で、資料4ページに施設の平面図を載せてございますので、現地確認の際の参考としていただきたいと思っております。</p> <p>以上で、議案第1号地域密着型サービス事業所の指定についての説明を終わります。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>事務局の説明によると、提出されている書類により審査したところ、設備に関する基準以外の項目については、全ての基準を満たしているとのことでした。</p> <p>設備に関する基準については、現地に赴いて確認を行い、その結果によって、本議案について審議をするということでご異議ございませんでしょうか。</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>(委員から異議なしの声)</p> <p>異議ないものと認めます。</p> <p>それでは、この後の行程について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>山田 (大)</p>	<p>はい。正面玄関に市のバスをご用意させていただいております。そのバスにご乗車いただきまして、本件の事業所に赴き、現地において設備に関する基準を満たしていることをご確認いただきます。</p> <p>その後、再度市役所に戻りまして、本会場において、本議案をご審議いただきたいと思っております。ただいま、1時36分でございますので、バスの出発時刻を1時45分あるいは、皆さん集まり次第とさせていただきたいと存じます。以上でございます。</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>それでは、現地確認をした後、会議を再開することとし、暫時休憩といた</p>

<p>大塚課長 佐久間市長</p>	<p>します。</p> <p>只今事務局より説明のありましたとおり、1時45分に出発したいと思いますので、ご協力をお願いします。</p> <p>はい。市長は公務のため、ここで退席させていただきます。</p> <p>私はここで失礼いたしますが、現地確認及びご審議をよろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(休憩)</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>委員の皆さんに現地確認をしていただいたわけですが、これを踏まえ、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。</p>
<p>大塚課長</p>	<p>はい。先程現地確認において委員の方からご質問いただきました、二方向非難の必要性についてですが、平成27年8月31日に消防の検査を受けておりますことを電話で確認を取りました。面積要件、収容人員の要件の具体的な数字については、担当が不在のため確認はできておりませんが、当施設については二方向避難の必要性はないとのことでした。しかし、この要件については、二階建ての場合には適用になるとのことです。ですので、現地確認をいただいた施設につきましては平屋で、面積要件、収容人員の要件が下回っているため二方向避難の必要性はないとのことでしたので、報告させていただきます。</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>他にご質問、ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(委員から意見なしの声)</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>それでは、ご質問、ご意見もないようでございます。</p> <p>この本議案地域密着型サービス事業所の指定についての本運営協議会の意見といたしまして、「指定することが適当である。」との答申で、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(委員から異議なしの声)</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第1号地域密着型サービス事業所の指定についての本運営協議会の意見は、「指定することが適当である。」との答申といたします。</p>

<p>渡辺会長</p>	<p>「指定することが適当である。」との答申書の文面につきましては、会長の私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(委員から異議なしの声)</p> <p>それでは、そのように取り扱わせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第2号地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>山田(大)</p>	<p>議案第2号地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定についてご説明申し上げます。</p> <p>富津市では、第6期介護保険事業計画において、地域密着型サービスの整備のため、サービスを提供する事業者を公募により募集することを定めております。</p> <p>本議案は、第6期事業計画期間中に実施する、第2回目の地域密着型サービス事業者の公募である、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービスを一体的に提供する事業者の選定についてでございます。</p> <p>この定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものです。</p> <p>もう一方の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは、その入所定員が29人以下の特別養護老人ホームが行うサービスでございます。</p> <p>この地域密着型の特養と、一般的ないわゆる広域型の特養との相違点は大きく2点があげられますが、1点目は先ほど申し上げました、その入所定員が29人以下であるか、30人以上であるかという点です。2点目としては、地域密着型特養では、名前に地域密着型とあるとおり、その入所者が、富津市の被保険者に限られるという点です。</p> <p>2点目に申し上げた理由から、地域密着型特養を整備することで、入所待</p>

機者のうち、29人が確実にこの整備した施設に入所できるという点、それから、特養入所待機者数及びその状況を踏まえ、第6期事業計画においては、本施設の整備を計画したところです。

また、これに合わせて、地域包括ケアシステムの構築という観点から、高齢者がその居宅において自立した生活が営めるよう、定期的あるいは随時対応する、定期巡回・随時対応型サービスを富津市の地理的中心となる大佐和地区に設置することとしています。

本公募の申込み受け付けを平成27年6月12日（金）から8月17日（月）までの間、実施したところ、2者、（仮称）社会福祉法人佐貫会及び社会福祉法人天祐会から応募申込がありました。

資料の10ページから16ページに設置基準チェック表を掲載しております。この表に基づき、提出された書類の審査を行ったところ、2者とも全ての応募要件を満たしていることが確認されました。

これに伴い、平成27年8月25日（火）でございますが、事業者公募に係る提案審査を実施しております。

提出された書類一式、及び提案審査によるプレゼンテーションの内容について、資料の17ページ左側に掲載の、選定基準により審査したところ、選定員6名による評点は、18ページに掲載の提案審査結果のとおりとなりました。

資料が前後しますが、17ページ右側に、その結果を集計したものを掲載させていただいておりますので、この表をご覧ください。

表の下に選定要綱の抜粋を掲載しておりますが、両者とも、選定要綱第4条第2項及び第3項に規定する基準をいずれも上回っております。

同条第4項に「選定基準により、最も高い評点を付けた選定員の数の合計が最も高い法人を選定する」と規定していることから、上の表のとおり、この選定員の数の合計が3.5と、佐貫会が天祐会を上回っていることから、（仮称）社会福祉法人佐貫会を本公募の事業者として選定することについて、ご審議をお願いするものでございます。

なお、資料の19ページから32ページに、（仮称）社会福祉法人佐貫会

	<p>から提出された応募申込書及びその添付書類のうち、主だったものを掲載してございます。</p> <p>なお、承認を得られた後、協議会資料の9ページ 左側に掲載の通知書(案)により、この法人に選定事業者として選定した旨通知することとなります。</p> <p>また、この通知にも記載のとおり、この事業者選定は事業所の指定を確約するものではありません。</p> <p>サービス提供開始には、別途指定申請の必要があり、議案第1号と同様に、この申請があった場合、本運営協議会に事業所指定について諮問させていただく事となります。</p> <p>以上で、議案第2号地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
渡辺会長	<p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。</p>
大塚委員	<p>はい、大塚委員。</p> <p>仮に佐貫会が選定されたとして、29人入ることができるということですが、現在の待機者としてはどのくらいいるのでしょうか。</p>
渡辺会長	<p>大塚課長</p>
大塚課長	<p>第6期事業計画を策定する段階において調査しましたところ、270数名の方が待機している。また、このうちすぐに入所させなければならない方が何人いるかについて、施設に対して調査しましたところ、すぐに入所させなければならない方は30名いました。そしてその調査を時点修正しまして、平成27年7月1日現在で同じ調査を実施したところ、すぐに入所をさせなければならない方は24名に減少いたしました。ほとんどの方は、現在他の施設に入所をしているが、念のために申込みだけはしておこうという方でした。以上でございます。</p>
渡辺会長	<p>大塚委員。</p>
大塚委員	<p>教えて欲しいのですが、今回の件については、1件ずつしか認可しないのですか。</p>
渡辺会長	<p>大塚課長。</p>

大塚課長	<p>第6事業計画を策定する段階におきまして、施設をどれだけ整備するか、施設を整備することによって介護保険料がどのくらい上がるのかを事業計画の中で定めております。つまりはこれに基づきまして指定しないと、介護保険料が不足してしまいます。よって、事業計画の中では小規模特養につきましては1施設、定期巡回については1事業所、小規模多機能については1事業所、保険給付費はこのくらいになる、だから保険料をこのくらいに設定するとしていますので、今回の1事業所以外に指定することは想定されません。事業計画上では無理であるということになります。</p>
渡辺会長	大塚委員。
大塚委員	<p>潜在的な待機者がいますし、どんどん高齢化が進んでいきますので、予算との関係でしようが次期の事業計画に複数の試算もしてもらえますでしょうか。</p>
渡辺会長	大塚会長。
大塚課長	<p>現在、第6期事業計画が開始され、先程市長の挨拶でもありましたが、国では平成30年の医療報酬と介護報酬の改定を見込んだ改革の検討がなされております。富津市においても、次期を見据えた検討をしていかなければなりません。現段階の情報で、被保険者からの意見、保険料上昇と待機者の状況を踏まえてこの期間中に第7期にはどうするのか、このことについては案を作りまして、また、途中の実績を本運営委員会にお示ししてご審議いただきたいと考えております。以上でございます。</p>
渡辺会長	<p>いずれにしても計画の中で動いていることですので、ご了解いただければと思います。その他にご意見ありますか。</p>
	はい、小林委員。
小林委員	<p>地域密着型とは富津市に在住している方のためのということでしたが、その定義についてですが、住所が富津市にあるとか、施設にいるとか、介護保険料を富津市に納めているとか、定義を再確認させていただければと思います。</p>
渡辺会長	大塚課長。
大塚課長	<p>細かな定義としましては、富津市の介護保険の被保険者であることという</p>

	<p>ことです。なぜこういう定義かと言いますと、その施設が多いところには介護保険の負担が多くなってしまいます。その施設に入りたいがために他市から転入するという事は制度上想定していない。従来から富津市にお住まいの方が、今まで生活されていてなじみがある地域で生活していただくためというのが地域密着型の基本的な考えであります。</p>
渡辺会長	藤野委員。
藤野委員	<p>転入についてですが、例えば、子供が富津市内に住んでいて、親が他市に住んでいる。自分の身近で見たいという場合、そのために他市から転入する場合はどうですか。</p>
渡辺会長	大塚課長。
大塚課長	<p>制度設計では、やはり、従来から慣れ親しんだ地域での生活をしていただくというのが前提にありますので、そのようなご相談もありますが、私どもはお断りをさせていただいております。</p>
渡辺会長	藤野委員。
藤野委員	<p>その考え方として、富津市に転入して1年たてばいいよとか、そういう内規というものはあるのですか。</p>
渡辺会長	大塚課長。
大塚課長	<p>その件につきましては、どの保険者にも疑問があるところではありますが、具体的な内規については作っておりません。1年は良くて1か月はだめだなどについては、その状況によって判断させていただければと思います。</p>
渡辺会長	藤野委員。
藤野委員	<p>原則論として、富津市に住民票を持っていると断れないのでは。拒否できないのでは。</p>
渡辺会長	大塚課長。
大塚課長	<p>制度の部分で保険者が認めたか認めないかについては、それが適切か適切ではないかについては、富津市の被保険者から集めました保険料、基金として積み預かって運営している以上、そういったことについてはお話しさせていただくこととなります。</p>
渡辺会長	藤野委員。

藤野委員	例えば富津市に籍を移した、住民票をもってきたとして入所申込みがあった場合、その判断は施設がするのか、また、市が判断に関わるのか。
渡辺会長	大塚課長。
大塚課長	施設の入所につきましては、特別養護老人ホームにつきましては、その施設において入所を判断していただくこととなっております。その結果において、そういうような事例があった場合、私どもの方で事情がどうだったのかお伺いさせていただくことになると思います。
渡辺会長	藤野委員。
藤野委員	原則的には、施設側が判断するということでいいですね。
渡辺会長	大塚課長。
大塚課長	はい、その通りでございます。
渡辺会長	藤野委員。
藤野委員	また、選定にあたってですが、選定委員の構成を教えてください。
渡辺会長	大塚課長。
大塚課長	選定委員については、庁内の職員でございます。健康福祉部介護福祉課に限った職員ではございません。ただし、健康福祉部以外からの職員ではありませんが、介護福祉課以外の職員を交えた選定委員6人で構成しております。
渡辺会長	藤野委員。
藤野委員	選定の委員会は何回行ったのでしょうか。
渡辺会長	大塚課長。
大塚課長	8月17日に公募の締切し、その際に提出された資料を各委員に渡し、同月25日に選定会をしますので、それまでに確認をしてくださいとお願いしたところでございます。選定会では、提案審査と事業所に対するヒアリングをしておりますので、選定会としましては1回でございます。
渡辺会長	藤野委員。
藤野委員	選定会自体の時間はどのくらいであったのでしょうか。
渡辺会長	大塚課長。
大塚課長	プレゼン30分、質疑については45分程度としておりましたが、質疑に

<p>渡辺会長 藤野委員</p>	<p>つきましては当初の予定よりも多少伸びて50分から55分でした。 藤野委員。</p>
<p>渡辺会長 大塚課長</p>	<p>地元の佐貫地区の方にお伺いしたところ、佐貫は今、無医村といいますが、玄々堂君津病院がきてくれて診療所を出してくれれば大歓迎だと。地元としてもそういう前提で地元も同意したとも思いますが、診療所を本当に出すのかどうか、これはこの選定会では関係ないかもしれませんが、そういったものについて市はどのような関わりを持てるのか。差し支えなければ伺いたい。</p>
<p>渡辺会長 大塚課長</p>	<p>大塚課長。 医療機関として開院するかにつきましてはこの選定では基準は設けていませんが、ただし、地域包括ケアという部分で医療と介護の連携がありますが、そういう部分からすると地域包括ケアという部分で医療と介護の連携に関する期待という部分では佐貫会さんが多かったと思われます。また、私たちとしまして、選考結果通知において、2項において、提出された事業計画通りの事業を実施すること、と記載させていただいております。これにつきましては拘束力がどの程度あるかという部分ではありますが、評点の中にそういった医療と介護の連携といった部分での得点もありますので、このような形での縛りを提示させていただいております。</p>
<p>渡辺会長 藤野委員</p>	<p>藤野委員。 位置図の中に具体的に記されておりますので、是非このように実施していただければと私は思います。</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>個々の内容につきまして、質疑がありましたので、ここで少し総括していきたいと思います。17ページ、18ページに選定基準とそれに対する評点というのが6人の委員により結果が出たわけですが、これを踏まえまして、評価につきましてご質問がある方いらっしゃいますでしょうか。 あるいは、プロポーザルの後に選定委員からの質疑があつてどのような回答があつたのか、もう少し具体的に披露していただけませんでしょうか。</p>
<p>山田（大）</p>	<p>主なものにつきましては、事業の実現性の確認、関係機関との協議結果等の確認、社会福祉法人の軽減の実施有無、建設予定地の選定理由の確認、介護</p>

大塚課長	<p>職人員の確保策及び定着という観点での考え方について、その他として提出書類についての確認をさせていただきました。</p> <p>特徴的な部分としましては、佐貫会につきましては診療所の併設を考えている、また併せてショートステイの事業所も同時に開設をする。それからゆくゆくはデイサービスの事業所を開設するという予定でありました。また、私たちが公募しました定期巡回・随時対応型訪問介護看護についてはどうかということについて質問させていただきましたが、天祐会については訪問介護については自ら行いますとのこと、訪問看護については連携してサービス提供する、また連携先については君津市に所在する事業所と連携するとのこと。これにつきまして、委員からは大佐和地域の全地域をカバーできるのか、との質問がありました。一方、佐貫会については、訪問介護については自ら運営するが、訪問看護についても、やはり母体が玄々堂君津病院ということから看護師の確保が割合と容易だということでした。自ら訪問看護事業所を設置する、連携型ではない事業所を開設するとのことでした。以上、全てではございませんが、質疑の内容を報告させていただきました。</p>
渡辺会長	井戸委員。
井戸委員	22ページの応募の動機、26ページ職員の確保方法についてですが、この両方についてくれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。
渡辺会長	小林委員。
小林委員	17ページ、18ページについてですが、審査結果と選定基準を見比べてみたのですが、必ずしも天祐会が劣っているというのではなくて、かなり僅差であると思います。選定基準の2-1事業の運営についての運営のノウハウの蓄積状況についてですが、佐貫会は玄々堂君津病院が母体なのでノウハウを持っていると思うのですが、選定委員が評価するにあたって比べてなのか、何か佐貫会に疑問等があったのか、このような結果になった理由とは。
渡辺会長	大塚課長。
大塚課長	確かに天祐会につきましては、特養、デイサービスの事業所、介護保険の各事業を展開されており、また天祐会の法人自体が運営されている。一方、佐貫会については、佐貫会としての運営の実態は無いわけでありませぬ。ただ

<p>渡辺会長</p>	<p>し、その母体が玄々堂君津病院と関連し、相模原で事業を展開されている。</p> <p>また、玄々堂君津病院については、訪問看護の実績があるわけですが、そういうわけで天祐会の方が上回っているという結果です。また、その他の結果として佐貫会が上回ったということでこのような僅差での結果になったと思っております。</p> <p>他にご質疑、ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(委員から意見なしの声)</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定については、承認することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(委員から異議なしの声)</p>
<p>渡辺会長</p>	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第2号地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定については、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号第5期介護保険事業計画の評価についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>はい、大塚課長。</p>
<p>大塚課長</p>	<p>議案第3号第5期介護保険事業計画の評価について、ご説明申し上げます。</p> <p>介護保険事業計画は、本運営協議会においてご審議いただき、その答申を受けて策定しています。平成24年度から平成26年度までの3カ年を計画期間とした第5期事業計画期間が終了したことから、その実績についてご説明申し上げます、ご審議をお願いするものでございます。事業計画の実績につきましては、①被保険者数等の状況、②施設の整備等の状況、③保険給付費の状況、④保険料等の状況の4つに分けて説明させていただきます。</p> <p>まず、①被保険者数等の状況ですが、資料の33ページをご覧ください。このページは、上段の表が人口及び被保険者数で、中段の表が介護度別認定者数で、下段の表が保険料段階別被保険者数で、いずれの表も列側は同じ構成で、左から区分、平成23年度実績、事業計画において年度別に推計した数値、実績値、推計値と実績値の差となっています。上段の表ですが、人口</p>

は推計値を下回り、第1号被保険者数は推計値を上回っているため、高齢化率も上回っております。この高齢化率は、他市町村の特別養護老人ホームなどに入所している住所地特例者を含み、富津市に所在する特別養護老人ホームなどに入所する他市町村の住所地特例者を除いた第1号被保険者数を市の総人口で除して算出しています。中段の表は、要介護度別の認定者数です。介護度別の構成割合はほぼ推計値どおりですが、認定者数は推計値を1割ほど上回っています。下段の表は、保険料段階別の被保険者数です。本日、お手元にお配りしております2つのパンフレットのうち、表紙の右下に（H26.5）と印刷のある第5期事業計画期間中のパンフレット『はつらつ介護保険』の9ページと併せてご覧ください。介護保険の保険料は、被保険者及びその属する世帯の所得の状況によって段階別に設定することとされており、第5期事業計画委期間中の富津市においては9段階制を採用しております。介護保険法施行令の規定によって、住民税課税世帯に属する年金収入80万円を超える住民税非課税被保険者に対する保険料を基準保険料としており、富津市の場合は第5段階となります。保険料段階別の構成割合は、3%程ですが推計値よりも所得の多い方にシフトしております。

続きまして、施設の整備面から見た実績について、ご説明申し上げます。運営協議会資料の34ページをご覧ください。この表は、介護保険施設あるいは介護保険サービスのうち、第5期事業計画期間中に整備を見込んだもののみを記載しています。表の構成は、左から施設又はサービスの区分、日常生活圏域、平成23年度末の状況、事業計画において年度別に見込んだ整備数、実績整備数、平成26年度末の状況となっています。この表に記載されているもののうち、上から2行目と3行目にあります介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所は県が指定するもので、日常生活圏域ごとに見込む必要がないことから、日常生活圏域の欄はハイフオンとしてあります。なお、認知症共同生活介護事業所以下は、市が指定をする事業所です。それでは、区分ごとの整備状況を申し上げます。介護老人福祉施設につきましては、平成24年度に98床の整備を見込み、見込どおりに整備されました。短期入所生活介護事業所については、平成24年度に22床の整備を見込み、平成

24年度及び平成25年度で見込みを上回る47床が整備されました。認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆるグループホームについては、大佐和地区に1ユニット9床の整備を見込んでいましたが、整備に至りませんでした。小規模多機能居宅介護事業所は、デイサービスに宿泊及び訪問介護を組み合わせたサービスを提供する事業所ですが、大佐和地区に1事業所の整備を見込んだところですが、第5期事業計画期間中の整備には至りませんでした。次の地域包括支援センターでございますが、時期は遅れましたものの、日常生活圏域ごとに設けることができたところでございます。

続きまして、保険給付費及び地域支援事業費の決算額から見た状況について、ご説明申し上げます。運営協議会資料の35ページをご覧ください。列側は同じ構成で、左から区分、平成23年度実績、事業計画において年度別に推計した数値、実績値、推計値と実績値の差となっています。実績値の平成24年度及び平成25年度は決算額、平成26年度は決算見込額となっています。まず、表の上から2行目の保険給付費という行をご覧ください。実績値では3年間の合計で、114億6,072万8,966円となり、事業計画値を3億5,400万円ほど下回りました。見込んでいた施設のオープンが年度途中になったことや、介護施設サービス利用者の富津市被保険者の割合が思いのほか伸びなかったことが主な要因です。以下は、サービス別に記載しています。37ページの下段の表をご覧ください。地域支援事業費の実績値は3年間の合計で、1億2,193万905円となり、計画値を1億687万円ほど下回りました。これは、地域包括支援センターの増設が平成26年度にずれ込んだこと及び職員の確保難から思うような介護予防事業が展開できなかったことが主な要因です。

続きまして、財務面から見た進捗状況について、ご説明申し上げます。運営協議会資料の38ページをご覧ください。列側は同じ構成で、左から区分、事業計画において年度別に推計した数値、実績値、事業計画値と実績値の差となっています。実績値の平成24年度及び平成25年度は決算額、平成26年度は決算見込額となっています。行側は、上から標準給付費等、必要保険料、収納予定保険料、必要保険料と収納予定保険料との差額、不足額の補

填方法、調整交付金に区分してあります。事業計画の数値について上から説明いたします。標準給付費等は第5期事業計画期間中に見込んだ保険給付費及び地域支援事業費の額で、3年間の合計額は120億4,370万497円です。次の必要保険料は、第5期事業計画期間中は、保険給付費及び地域支援事業費の21%を保険料で賄うこととされていることから、保険給付費及び地域支援事業費の21%の額で、3年間の合計額は25億2,917万7,104円です。次の収納予定保険料は、第5期事業計画期間中のものとして設定した段階別保険料額による収入見込み額で、3年間の合計額は23億791万799円です。次の必要保険料と収納予定保険料との差額は、今、申し上げました保険料の差額で、3年間の合計額は2億2,126万7,025円です。次の不足額の補填方法は、保険料の不足額をどのように賄うかを見込んだものでございます。最初の調整交付金差額⑬は、富津市の被保険者の所得が低いこと及び後期高齢者の割合が多いこと等により、保険料の負担能力が弱く、また、保険給付費が嵩むとみなされ、通常5%である調整交付金の割合が、それを上回って交付されることを想定して見積もった、5%の場合との差額で、3年間の合計額は8,506万7,025円です。なお、見込んだ調整交付金の交付率は、下から2行目にあります5.72%です。3行下の介護給付費準備基金充当額⑭は、⑬の調整交付金差額による補填でも、なお不足する額を介護給付費準備基金取崩しによって賄うこととしたもので、3年間の合計額は1億3,620万円です。逆のいい方をすれば、1億3,620万円の介護給付費準備基金取崩しをして、第5期事業計画期間中の段階別保険料を低く設定したというものでございます。それでは、これに対して、実績見込みはどうかを説明させていただきます。標準給付費等である保険給付費及び地域支援事業費の3年間の合計額は、115億8,265万9,871円で、4億6,100万円ほど下回りました。次の必要保険料は、給付費等の額が下がったことにより、3年間の合計で計画値よりも9,400万円ほど低い、24億3,484万8,107円となりました。続いて、収納保険料は、3年間の合計で逆に計画値よりも5,060万円ほど多い、23億5,851万7,330円を収納いたしました。こられのことに

より、次の必要保険料と収納保険料との差額は、1億4,500万円ほど減って、3年間の合計で7,633万777円に圧縮されました。次の不足額の補填方法のうち介護給付費準備基金充当額⑯は、3年間の合計額で、計画値よりも1億2,200万円ほど少ない1,387万5,623円となりました。これは、2行上に記載してあります、国、都道府県及び保険者が3分の1ずつを拠出して、当該都道府県内の介護保険者の財源不足に対応するために、都道府県が設置した財政安定化基金の取崩特別交付金があったこと、保険給付費及び地域支援事業費が計画値を下回ったこと、収納保険料が計画値を上回ったことなどによるものでございます。なお、調整交付金交付率が減少した主な要因は、先ほど被保険者数のところでご説明申し上げましたように、所得の高い被保険者の割合が若干ですが増えたこと、被保険者数が増加して後期高齢者の割合が減少したことなどによる影響とみております。

なお、自己評価でございますが、施設・サービス整備、給付費、財務面では、ほぼ計画どおりの成果を上げることができましたが、地域支援事業の介護予防事業及び給付適正化事業については思うような事業展開に至りませんでした。

以上で、議案第3号第5期介護保険事業計画の評価についての説明を終わります。

渡辺会長

事務局の説明は終わりました。これにつきまして、ご質疑、ご意見ございませんか。

(委員から意見なしの声)

渡辺会長

それでは質疑、ご意見もないようですので、議案第3号第5期介護保険事業計画の評価についての審議を終了いたします。

以上で、本日の審議は終了しました。

委員の皆さんから「その他」で何かありますか。

(委員から意見なしの声)

渡辺会長

事務局から「その他」で何かありますか。

事務局

ございません。

渡辺会長

それでは、以上をもちまして、平成27年度第2回富津市介護保険運営協

	議会を終了いたします。長時間にわたり、大変お疲れ様でした。  閉会（15：45）
--	--

上記会議の顛末を録し事実と相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

富津市介護保険運営協議会議長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_